

# 日本医師会医師賠償責任保険制度 のご案内



令和5年3月  
日本医師会

# 安心して医療活動に 専念していただくために

もしもの時のために日医A会員(注)には、  
「日医医賠償保険」制度があります。

通常の「医療行為」に加え、産業医・学校医等の  
職務活動による賠償にも対応します。  
(平成28年7月新設)

さらに大きなカバーを希望されるA会員には、任  
意加入の上乗せ保険「日医医賠償特約保険」が  
あります。

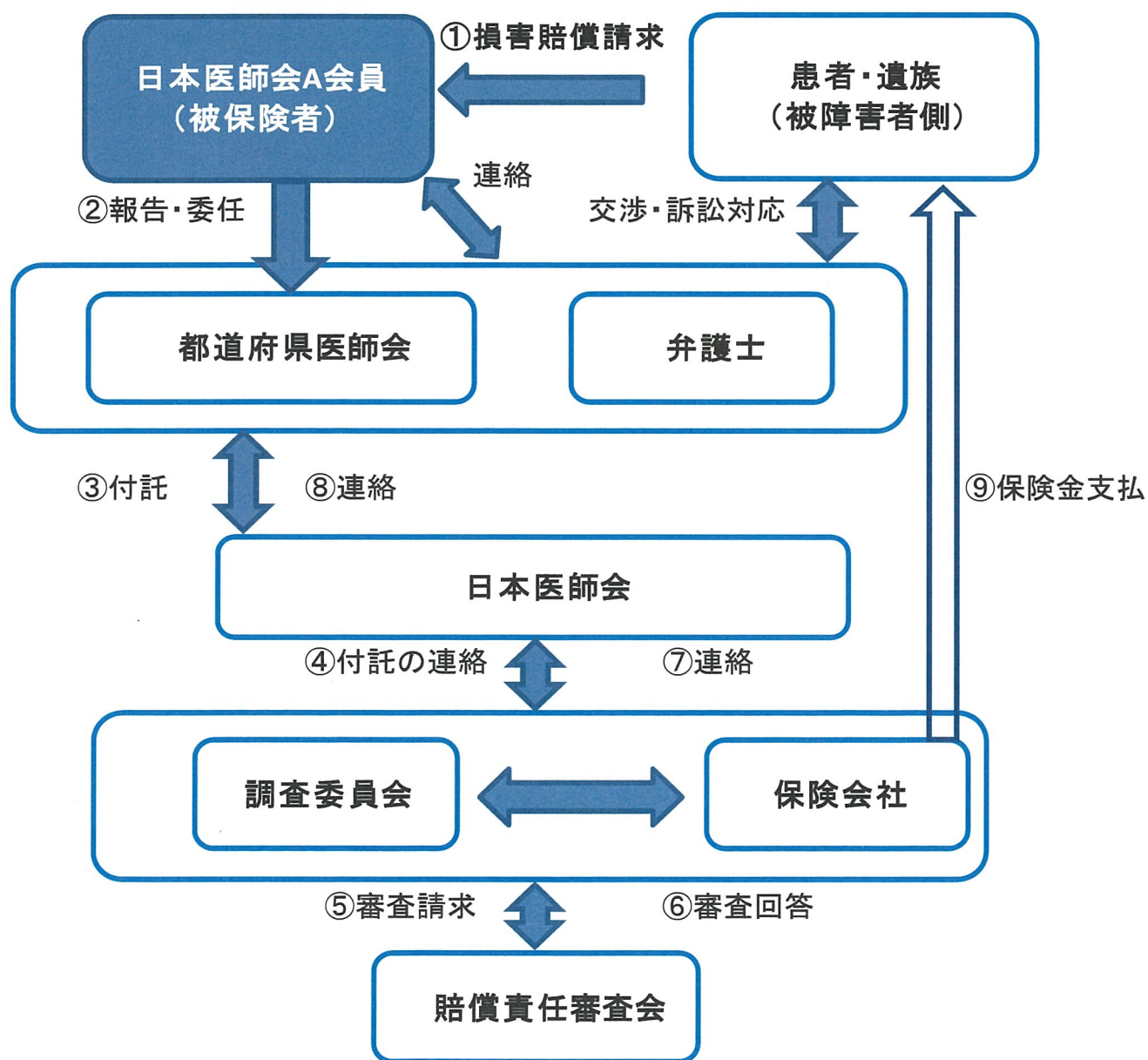
A1会員の医療機関の医師・職員を対象としまし  
た医療通訳サービスがあります。  
(令和2年4月新設)

(注)日医A会員は下記のとおりです。

- A①……病院・診療所の開設者、管理者及びそれに準じる会員
- A②(B)……上記A①会員及びA②(C)以外の会員
- A②(C)……医師法に基づく研修医
- 日本医師会A会員に登録いただくことによりまして、自動的に「日医医賠償保険」の被保険者となります。
- A会員の手続きや会費につきましては、郡市区医師会または都道府県医師会へご照会ください。

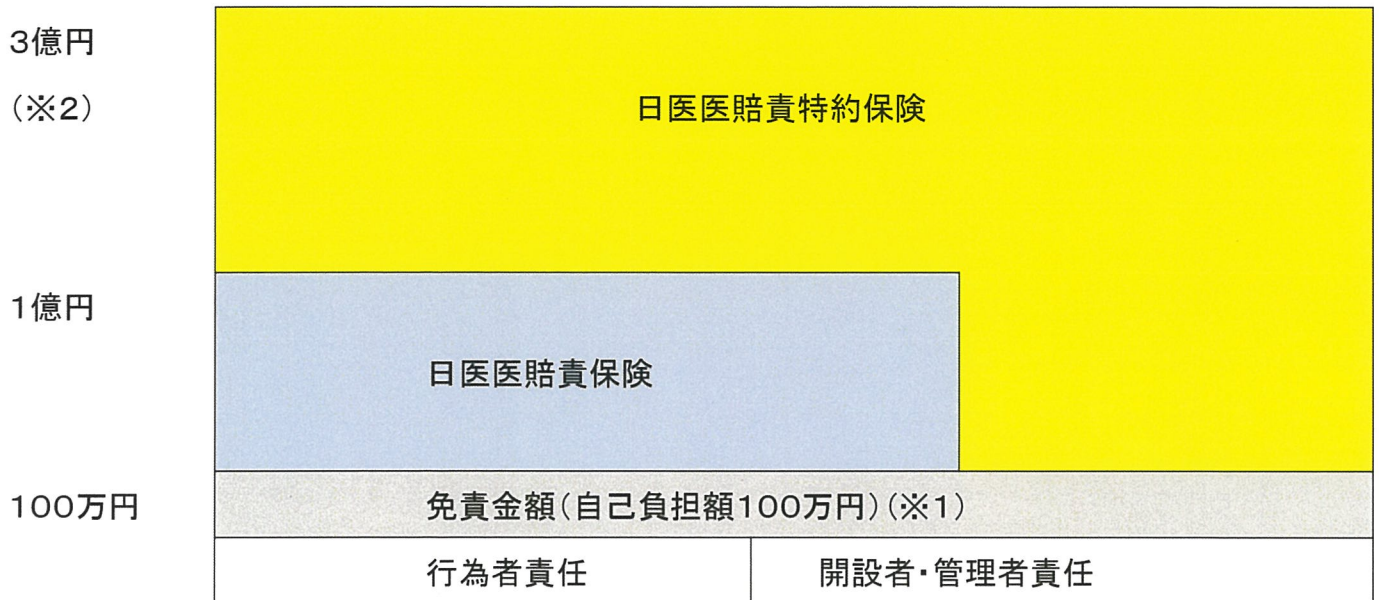
# 日医医賠責保険・医賠責特約保険共通 紛争対応フローチャート

## 紛争解決フローチャート



# 特約保険と日医医賠責保険との関係

## 1 事故支払限度額



(※1) 都道府県医師会にて用意している100万円を支払限度額とする

医賠責保険(通称100万円保険)に加入することで、免責金額を補償することができます。

(※2) 損害賠償請求日が令和2年6月以前の事故は2億円になります。



# 日医医賠責保険の概要

|         |                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険契約者   | 公益社団法人 日本医師会                                                                                                                                                                                      |
| 引受保険会社  | 下記の保険会社の共同保険によって、これを運営し、幹事会社が、契約および紛争処理の事務を代表して行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京海上日動火災保険株式会社（幹事会社）</li><li>・ 損害保険ジャパン株式会社</li><li>・ 三井住友海上火災保険株式会社</li></ul>                       |
| 被保険者    | 日本医師会 A 会員（注）（協定書第 9 条）<br>（注）日本医師会 A 会員は下記のとおりです。<br>A ①・・・病院・診療所の開設者、管理者及びそれに準ずる会員<br>A ②（B）・・・上記 A ①会員及び A ②会員（C）以外の会員<br>A ②（C）・・・医師法に基づく研修医                                                  |
| 対象となる事故 | 医療行為によって生じた身体の障害につき損害賠償を請求され、その請求額が 100 万円をこえるもの                                                                                                                                                  |
| 保険金     | 保険金は損害賠償金と争訟費用                                                                                                                                                                                    |
| 支払限度額   | 損害賠償金の年間総支払限度額（最高限度額）は、1 被保険者につき、1 事故 1 億円、保険期間中 3 億円                                                                                                                                             |
| 免責金額    | 1 事故 100 万円（同一医療行為につき）                                                                                                                                                                            |
| 保険期間    | 毎年 7 月 1 日より 1 年間（特別の事情がないかぎり、1 年ごとに更新）                                                                                                                                                           |
| 保険料     | 別に定めるところにしたがい、日本医師会が支払う                                                                                                                                                                           |
| 紛争処理    | 賠償責任審査会の判定を軸とし、日本医師会と保険会社が、都道府県医師会と連携をとりながら紛争処理にあたります                                                                                                                                             |
| 適用される約款 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 賠償責任保険普通保険約款</li><li>・ 日本医師会医師特別約款</li><li>・ 日本医師会医師賠償責任保険運営に関する協定書</li><li>・ 「日本医師会医師賠償責任保険運営に関する協定書」適用に関する追加協定書</li><li>・ 日本医師会医師賠償責任保険紛争処理規定</li></ul> |

# 日医医賠責保険制度の特長

## 特長 1 学術専門団体である日本医師会が自らの事業として行う保険制度

47 都道府県医師会の会員をもって組織する学術団体である日本医師会自身が契約者となつて、保険会社との間で締結された日本医師会 A 会員を補償対象とする独自の医師賠償責任保険制度です。

## 特長 2 交渉や訴訟など解決まで医師会が全面的に支援

医療紛争において、交渉・調停・訴訟と紛争解決の手段は様々であり、責任の有無を含めて解決まで長期間にわたることも珍しくありません。日本医師会医師賠償責任保険制度では、都道府県医師会に委任することで、日本医師会・都道府県医師会と保険会社が協力して紛争解決にあたる体制が整っています。たとえば、必要に応じて協議のうえで保険会社の負担のもとに医療紛争に精通した弁護士を依頼し、迅速・適正な紛争解決をサポートしています。

## 特長 3 専門の調査・審査機関による中立・公正な判断

日本医師会医師賠償責任保険制度では、付託のあった事案について、複数の医師・医療紛争に詳しい弁護士による調査・検討が行われ、さらに保険会社や日本医師会の利益を代表しない医学・法律の有識者によって構成される賠償責任審査会が設けられており、様々な角度から検討し、中立・公正な判断を行っています。

## 特長 4 高額な賠償金や法人責任にも対応

日本医師会医師賠償責任保険制度では、高額な損害賠償請求にも対応できるように、日本医師会 A 会員個人として 1 事故 1 億円、保険期間中 3 億円までの補償を行っています（自動付帯）。さらに、日医特約保険に加入（任意加入）することにより、**1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円までの補償や開設者が法人である場合の責任にも対応することができます。**（損害賠償請求日が令和 2 年 6 月以前の事故については 1 事故 2 億円・保険期間中 6 億円となります。）

## 特長 5 勤務先を問わず様々な活動を補償

日本医師会医師賠償責任保険は医師個人を対象とした保険なので、日本国内であれば常勤の医療機関にかかわらず補償の対象となります。また、産業医や学校医等の活動においては医療行為だけでなく活動全般にわたって幅広く対応しています。

# 日医医賠責特約保険の概要

|         |                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険契約者   | 公益社団法人 日本医師会                                                                                                                                                                                                         |
| 引受保険会社  | 下記の保険会社の共同保険によって、これを運営し、幹事会社が、契約および紛争処理の事務を代表して行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京海上日動火災保険株式会社（幹事会社）</li><li>・ 損害保険ジャパン株式会社</li><li>・ 三井住友海上火災保険株式会社</li></ul>                                          |
| 被保険者    | 日本医師会 A 会員のうち日医特約保険への加入を希望する者、および当該会員を理事とする法人もしくは当該会員が管理者である病院・診療所・介護医療院を開設する法人                                                                                                                                      |
| 対象となる事故 | 医療行為によって生じた身体の障害につき損害賠償を請求され、その請求額が 100 万円をこえるもの                                                                                                                                                                     |
| 保険金     | 保険金は損害賠償金と争訟費用                                                                                                                                                                                                       |
| 支払限度額   | 損害賠償金の年間総支払限度額（最高限度額）は、日医医賠責保険の支払限度額と合算して 1 被保険者につき、 <b>1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円（損害賠償請求日が令和 2 年 6 月以前の事故については 1 事故 2 億円・保険期間中 6 億円）</b>                                                                                  |
| 免責金額    | 1 事故 100 万円（同一医療行為につき）                                                                                                                                                                                               |
| 保険期間    | 毎年 7 月 1 日より 1 年間（特別の事情がないかぎり、1 年ごとに更新）                                                                                                                                                                              |
| 掛金・保険料  | 別に定めるところに従い、日医特約保険への加入を希望する者が支払う。なお、掛金には保険料のほか、制度運営に関わる経費が含まれています。                                                                                                                                                   |
| 紛争処理    | 賠償責任審査会の判定を軸とし、日本医師会と保険会社が、都道府県医師会と連携をとりながら紛争処理にあたります                                                                                                                                                                |
| 適用される約款 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 賠償責任保険普通保険約款</li><li>・ 日本医師会医師特別約款</li><li>・ 拡張担保特約条項</li><li>・ 日本医師会医師賠償責任保険運営に関する協定書</li><li>・ 「日本医師会医師賠償責任保険運営に関する協定書」適用に関する追加協定書</li><li>・ 日本医師会医師賠償責任保険紛争処理規定</li></ul> |

# 日医医賠責特約保険の特長

## 特長 1 「カット払い」の解消

日医医賠責保険は、日本医師会 A 会員以外の他の医師に責任がある場合は、その責任負担額部分を控除して保険金が支払われます（いわゆる「カット払い」）。

日医特約保険は、日医医賠責保険で控除される保険金部分を支払うことにより、カット払いを解消しています。

## 特長 2 法人に対する損害賠償請求にも対応

日医医賠責保険で補償の対象外（一人医師医療法人を除く）となっている、医療機関を開設する法人に対する損害賠償請求についても補償の対象とすることができます。

## 特長 3 高額賠償への対応

1 億円を超える高額賠償事例にも対応できるように、保険金支払限度額を、日医医賠責保険の支払限度額と合算して、**1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円**としています。

（損害賠償請求日が令和 2 年 6 月以前の事故については**1 事故 2 億円・保険期間中 6 億円**となります。）

## 特長 4 日本医師会 A 会員による任意加入制度（日医医賠責保険の補完的活用）

個々の日本医師会 A 会員を取り巻く環境に適応できるように、日医特約保険を必要とする日本医師会 A 会員のみが加入できる任意加入制度としています。

## 特長 5 合理的な掛け金

医療施設の有無や種類に応じた掛け金を設定することにより、規模に応じた会員間の負担の公平を図っています。

日医医賠責特約保険の掛金は、補償対象の医療施設の有無、種類によって以下のとおりとなります。

## 診療所・介護医療院（定員19名以下）・日医A会員個人の掛金

| 補償対象の医療施設      | 掛金（年間）  |
|----------------|---------|
| 診療所            | 20,000円 |
| 介護医療院（定員19名以下） |         |
| 日医A会員個人※       |         |

※医療施設を補償対象としない個人（主に勤務医）

## 病院・介護医療院（定員20名以上）の掛金

| 掛金（2024年7月1日以降加入）（年間）                                                                        |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| $12,400円 \times \begin{matrix} \text{一般・療養病床の許可病床数} \\ \text{または定員数} \end{matrix} - 40,000円$ |  |

※病床数は医療法に規定する一般病床と療養病床の総計許可病床数です。精神病床がある場合は上記に150円×精神病床数を加算します。

## 補償対象の医療施設が複数ある場合の掛金

- ・補償対象の医療施設が診療所・介護医療院（定員19名以下）の場合は、施設数に限らず掛金は20,000円（年間）となります。
- ・補償対象の医療施設が病院・介護医療院（定員20名以上）の場合は、複数施設を合算した合計の一般・療養病床の許可病床数または定員数で算出します。
- ・補償対象の医療施設が病院・介護医療院（定員20名以上）と診療所・介護医療院（定員19名以下）の場合は、病院・介護医療院（定員20名以上）の掛金となります。

## 中途加入の掛金

日医医賠責特約保険の保険期間は毎年7月1日から翌年7月1日までの1年間となっていますが、毎月1日付で中途加入することができます。中途加入の場合の当年度保険期間は中途加入月の1日から翌7月1日までとなります。

| 掛金（中途加入）                                                    |
|-------------------------------------------------------------|
| $\text{年間掛金} \times \text{未経過期間（月割）}$ <p>円単位を四捨五入し10円単位</p> |

（例）診療所を補償対象の医療施設として11月1日に中途加入 保険期間11月1日～翌年7月1日  
 $20,000円 \times 8/12 = 13,330円$

# 日本医師会の会費について

日本医師会の会費年額は次表のとおりです。

| 会員区分                                    |         | 年 額      |
|-----------------------------------------|---------|----------|
| A① 病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員（医賠責保険自動付帯） |         | 126,000円 |
| A②（B） 上記A①およびA②（C）以外の会員（医賠責保険自動付帯）      | （31歳以上） | 64,000円  |
|                                         | （30歳以下） | 39,000円  |
| A②（C） 医師法に基づく研修医（医賠責保険自動付帯）             |         | 21,000円  |
| B 上記A②（B）のうち医賠責保険加入の除外を申請した会員           |         | 28,000円  |
| C 上記A②（C）のうち医賠責保険加入の除外を申請した会員           |         | 6,000円   |

## 研修医及び医学部卒後5年までの年会費

研修医及び医学部卒後5年間は、すべての会費区分を対象に会費の減免を行っていますので、当該期間の会費は次表のとおりとなります。

（医学部卒後5年間を超えた研修医は、令和8年4月1日より会費を免除）

| 会員区分  |       | 年 額      | 減免後     |         |
|-------|-------|----------|---------|---------|
|       |       |          | 減免額     | 減免後納付額  |
| A①    |       | 126,000円 | 60,000円 | 66,000円 |
| A②（B） | 31歳以上 | 64,000円  | 28,000円 | 36,000円 |
|       | 30歳以下 | 39,000円  | 24,000円 | 15,000円 |
| A②（C） |       | 21,000円  | 6,000円  | 15,000円 |
| B     |       | 28,000円  | 28,000円 | 0円（無料）  |
| C     |       | 6,000円   | 6,000円  | 0円（無料）  |